

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都葛飾区東立石三丁目5番1号

氏名 高嶺清掃株式会社

代表取締役 関川 泰子

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

渋谷区清掃及びリサイクルに関する条例第65条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成29年3月29日

渋谷区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 西川 太一郎



記

- | | |
|----------------|----------------------------|
| 1 取り扱う一般廃棄物の種類 | 普通ごみ、道路・公園ごみ、廃家電 |
| 2 事業の区分 | 収集・運搬（保管・積替えを除く。） |
| 3 運搬先 | 区長の指定する処理施設 特別区内の指定引取場所 |

COPY

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 4 作業場所 | 渋谷区の区域内 |
| 5 許可期間 | 平成29年4月1日 から 平成31年3月31日 まで |

6 許可の条件

作業にあつては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他の関係法令の規定を遵守するとともに、生活環境の保全のため、区の指示に従うこと。

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

この処分に不服のある場合には、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、区長に対して審査請求をすることができません。ただし、この処分の翌日から起算して1年を経過すると原則として審査請求をすることができなくなります。この処分の取消しを求める訴えは、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、区を被告として提起しなければなりません。なお、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として訴えを提起できなくなります。ただし、審査請求をした場合、審査請求に係る決定の通知を受けた日の翌日又は審査請求に係る決定があつた日の翌日から起算します。